

令和3年9月15日 厚生委員会

病院局

議案説明資料

- 1 議案第48号 田川市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について・・・P1

議案第48号 田川市立病院使用料及び手数料条例の一部改正について

1 条例を改正する目的

近隣病院や県内病院と比較して交付手数料の低い一部診断書について、均衡を図るため料金改定を行う。あわせて、料金表示全体を税抜き表示から消費税等を含む総額表示に改めるもの

2 改正内容

(1) 次のとおり、診断書交付手数料の改定を行う。

(単位：円)

種 別		現行料金（税込）	改定後料金（税込）
普通診断書	→	普通診断書（参考）	1,650
	→	警察提出用診断書	3,300
生命保険に関する診断書		4,400	5,500

(2) 他院との料金比較

(単位：円)

病院名	警察提出用診断書	生命保険に関する診断書
田川医療圏A	3,300	5,500
田川医療圏B	5,500	5,500
田川医療圏C	2,200	5,500
県内公立D	5,500	5,500
県内公立E	5,500	5,500
県内公立F	6,600	5,500
県内公立G	2,200	4,400
県内H	6,050	4,400
福岡県相場（※）	4,089	5,596

※出典：(株)産労総合研究所「医事業務」による2017年文書料金実態調査より

(3) 別表に掲げる料金表示全体を税抜き表示から消費税等を含めた総額表示に改める。

(4) 施行期日

令和3年11月1日（1か月程度の周知期間を見込む。）

3 改正による影響及び効果

次のとおり、料金改定による病院収入増が見込まれる。

診断書種別	値上額（税込）	令和2年度実績件数	収入増加見込み額
警察提出用診断書	1,650円	84件	138,600円
生命保険に関する診断書	1,100円	978件	1,075,800円
合計	—	—	1,214,000円

4 新旧対照表

別紙

田川市立病院使用料及び手数料条例（昭和24年条例第17号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第2条 使用料及び手数料の額は、別表に掲げるもののほか、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額</p> <p>(2) 健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特に費用を要するもの及び同項の規定により難いものについては、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 臨床検査を委託された場合は、その検査に要した額</p> <p>(2) 診療契約に係るものについては、その契約に定める額</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、前項の規定により算定した額に1.8を乗じて得た額</p> <p>(4) その他特に費用を要するものについては、その要した額</p> <p>3 前項各号に掲げるもののうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されるものについては、当該使用料及び手数料等の合計額に消費税等の相当額</p>	<p>第2条 使用料及び手数料の額は、別表に掲げるもののほか、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額</p> <p>(2) 健康保険法第85条第2項及び高齢者の医療の確保に関する法律第74条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準により算定した額</p> <p>2 前項に規定するもののほか、特に費用を要するもの及び前項の規定により難いものについては、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 臨床検査を委託された場合は、その検査に要した額</p> <p>(2) 診療契約に係るものについては、その契約に定める額</p> <p>(3) 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる診療については、前項の規定により算定した額に1.8を乗じて得た額</p> <p>(4) その他特に費用を要するものについては、その要した額</p> <p>3 前項各号に掲げるもののうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）が課されるものについては、当該使用料及び手数料等の合計額に消費税等の相当額</p>

を加算した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料及び手数料の減免)

第3条 田川市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の使用料及び手数料を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公の援助を受けている者
- (2) 前号の規定に該当する者に準ずる状態にあると認める者
- (3) 天災等により減免の必要があると認める者
- (4) その他管理者が特に減免の必要があると認める者

2 前項各号の規定に該当する者に対しては、必要な調査を行い、又は民生委員等の証明書を提出させることができる。

3 第1項各号の規定に該当する場合においても法令その他により療養費の支給を受ける者に対しては、所定の使用料又は手数料を徴収する。ただし、その額が所定の額に達しないときは、その額を限度とする。

(使用料及び手数料の納期限)

第4条 使用料及び手数料は、その都度納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、延納又は分納をさせることができる。

- (1) 貧困により生活のため公の援助を受けている者
- (2) 前号の規定に該当する者に準ずる状態にあると認める者
- (3) 管理者が特別の事情があると認めた者

2 前項の規定に該当する者で延納又は分納を申し出たものについては、誓約書を徴するものとする。

を加算した額とする。この場合において、その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(使用料及び手数料の減免)

第3条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の使用料及び手数料を減免することができる。

- (1) 貧困により生活のため公の援助を受けている者
- (2) 前号に準ずる状態にあると認める者
- (3) 天災等により減免の必要があると認める者
- (4) その他管理者が特に減免の必要があると認めた者

2 前項各号の規定に該当する者に対しては、必要な調査を行い又は民生委員等の証明書を提出させることができる。

3 第1項各号の規定に該当する場合においても法令その他により療養費の支給を受ける者に対しては、所定の使用料又は手数料を徴収する。ただし、その額が所定の額に達しないときは、その額を限度とする。

(使用料及び手数料の納期限)

第4条 使用料及び手数料は、そのつど納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、延納又は分納をさせることができる。

- (1) 貧困により生活のため公の援助を受けている者
- (2) 前号に準ずる状態にあると認める者
- (3) 管理者が特別の事情があると認めた者

2 前項の規定に該当する者で延納又は分納を申し出た者については、誓約書を徴するものとする。

別表（第2条関係）						
項目	種別	単位	料金（円）	消費税等		
特別病室使用料	A室	1人1日	18,700	適用		
	B室	1人1日	9,900			
	C室	1人1日	7,700			
	D室	1人1日	4,400			
保険外併用療養費	初診時選定療養費	1回	2,200	適用		
診断書交付手数料	普通診断書	1通	1,650	適用		
	警察提出用診断書	1通	3,300			
	一般の健康診断書	1通	2,200			
	死亡診断書	1通	2,750			
	死体検案書	1通	5,500			
	身体障害者手帳交付申請用診断書	1通	3,300			
	諸年金に関する診断書	1通	3,300			
	自動車損害賠償責任保険に関する診断書	1通	5,500			
	自動車損害賠償責任保険に関する明細書	1通	4,400			
	生命保険に関する診断書	1通	5,500			
	障害年金受給現況届	1通	4,400			
	その他診断書	1通	3,300			
	証明書交付手数料	妊婦証明書	1通		1,650	適用
		出生又は死産証明書	1通		1,650	
その他普通証明書と認められるもの		1通	1,650			
分べん料	診療時間内の分べん	1件	130,000	-		
	午後10時から午前6時までの間の分べん及び休診日の分べん	1件	180,000			
	診療時間外分べん（上欄に掲げる分べんを除く。）	1件	155,000			
世話料	新生児世話料	1人1日	4,000	-		
避妊	リング挿入	1件	33,000	適用		
	リング除去	1件	16,500			
	リング交換	1件	39,600			
人工妊娠中絶	満11週まで	1件	55,000	適用		
	満23週まで	1件	77,000			
容器代	薬容器代	1個	50	-		
入院特別料金	選定医療に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金		当該入院に係る療養に要する費用のうち、入院基本料の基本点数の100分の15に相当する点数により計算される額	-		
備考 この表において「消費税等」とは、消費税及び地方消費税をいう。						

別表（第2条関係）						
項目	種別	単位	金額（円）	消費税等		
特別病室使用料	A室	1人1日	17,000	適用		
	B室	1人1日	9,000			
	C室	1人1日	7,000			
	D室	1人1日	4,000			
保険外併用療養費	初診時選定療養費	1回	2,000	適用		
診断書交付手数料	普通診断書	1通	1,500	適用		
	警察提出用診断書	1通	3,000			
	一般の健康診断書	1通	2,000			
	死亡診断書	1通	2,500			
	死体検案書	1通	5,000			
	身体障害者手帳交付申請用診断書	1通	3,000			
	諸年金に関する診断書	1通	3,000			
	自動車損害賠償責任保険に関する診断書	1通	5,000			
	自動車損害賠償責任保険に関する明細書	1通	4,000			
	生命保険に関する診断書	1通	4,000			
	障害年金受給現況届	1通	4,000			
	その他診断書	1通	3,000			
	証明書交付手数料	妊婦証明書	1通		1,500	適用
		出生又は死産証明書	1通		1,500	
その他普通証明書と認められるもの		1通	1,500			
分べん料	診療時間内の分べん	1件	130,000	-		
	午後10時から午前6時までの間の分べん及び休診日の分べん	1件	180,000			
	診療時間外分べん（上欄に掲げる分べんを除く。）	1件	155,000			
世話料	新生児世話料	1人1日	4,000	-		
避妊	リング挿入	1件	30,000	適用		
	リング除去	1件	15,000			
	リング交換	1件	36,000			
人工妊娠中絶	満11週まで	1件	50,000	適用		
	満23週まで	1件	70,000			
容器代	薬容器代	1個	50	-		
入院特別料金	選定医療に係る入院期間が180日を超えた日以後の入院に係る特別の料金		当該入院に係る療養に要する費用のうち、入院基本料の基本点数の100分の15に相当する点数により計算される額	-		
備考						
1 消費税等の欄に適用とある項目については、料金の欄の額に消費税等の相当額を加算した額とする。						
2 消費税等に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。						